

科目名：民法

出題意図

第1問は、民法上の基本概念・用語について説明を求めることで、民法全体について基礎知識を有しているか問うものである。

第2問は、(1)では不法行為法に関する論点について判例・学説の到達点を踏まえて、自説の展開を求めることで、(2)では実親子法に関するやや応用的な事例問題について、民法及び関連する法令を解釈・適用して一定の結論を導くことを求めることで、法的な思考力を問うものである。

解答のポイント

第1問

(1) ①虚偽の外観作出に対する本人の帰責性とその外観を信頼した第三者の保護という2点に触れて法理の考え方を説明し、②具体的な規定(民法110条など)を挙げて権利外観法理の考え方が個別の規定の要件効果にどう反映されているか適切に説明することが求められる。

(2) 遺贈の放棄の方法や受遺者が承継するものに関する違い等から少なくとも2点を挙げて、包括遺贈と特定遺贈について説明することが求められる。

第2問

(1) 以下の①～④に触れつつ、論理的に一貫性のある論述が求められる。
 ①素因減責(被害者の素質が損害の発生・拡大に寄与していたことを根拠に賠償額の減額が認められるか)とはどのような問題か説明できている。
 ②素因減責を認める際に根拠となりうる規定として民法722条2項(の類推適用)を挙げることができている。
 ③心因的・身体的素因を理由とする減責と身体的特徴を理由とする減責に関する判例の立場がそれぞれ適切に説明できている。
 ④判例の到達点や素因減責の肯定説・否定説の考え方を踏まえて、素因減責の当否に関する自説の展開ができている。

(2) 以下の①～④に触れつつ、論理的に一貫性のある論述が求められる。
 ①嫡出推定の結果、子Dの法的な父が誰になるか説明できている。
 ②Bは民法774条4項の前夫として嫡出否認をすることが理解できている。
 ③生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律第10条に基づき、Bによる嫡出否認は制限されうるか検討することができている。
 ④Bによる嫡出否認が民法774条4項にいう「その否認権の行使が子の利益を害することが明らかなき」に当たるか否かについて、この要件の立法趣旨を踏まえて検討することができている。

科目名：商法

出題意図

[第1問] は、設立無効の訴え（会社法 828 条 1 項 1 号）の制度に対する理解を問うものである。

[第2問] は、分配可能額（会社法 461 条 2 項）を超えた剰余金の配当の効力を問うものである。

解答のポイント

[第1問]

1. 設立無効の訴えが会社法に設けられている理由の説得的な説明
2. 提訴期間、原告適格などが法定されていることの趣旨
3. 無効原因の解釈 ✓
4. 認容判決の効力（会社法 838 条・839 条）

[第2問]

1. 分配可能額を超えた剰余金の配当の効力論に関する自説の論理的な論述（具体例として、①自説と会社法 461 条 1 項の「当該行為がその効力を生ずる日」という文言の解釈の関係性、②自説と会社法 461 条 1 項の法的性質の関係性）
2. 分配可能額を超えた剰余金の配当の効力論について、自説とは異なる見解に対する適切な批判（加点事由）

科目名：民事訴訟法

出題意図

本問は民事訴訟手続において会社を代表する権限を有する者を定めるにあたって実体法の表見法理に関する規定が適用または類推適用されるかどうかを問うものである。判例（最判昭和45年12月15日・民集24巻13号2072頁）は否定説に立つが、学説上は、民事訴訟は取引行為の延長として位置付けることも可能であることなどを理由として、判例に反対する見解も有力に主張されている。それぞれの立場の根拠を挙げた上で、自説を説得的に論証することが期待される。

解答のポイント

下記の1.及び2.の点にふれながら、自説について論理的かつ説得的な論証が行われていること

1. 会社を代表する権限を有する者を定めるにあたって実体法の表見法理に関する規定が適用または類推適用されるかどうかについて、否定説の理由を適切に挙げていること

（民事訴訟は公権力をもって実体法上の法律関係を確定する手続であって、それ自体は実体法上の取引行為ではないこと、取引の相手方保護を図った規定である商法24条・会社法13条が、表見支配人のした取引行為について一定の効果を認めながらも、訴訟上の行為についてはその規定の適用を除外していると解されること（商法21条1項・会社法11条対照）、相手方が善意であるかどうかによって訴訟行為の効力が左右されるのは妥当でないこと、真に代表権・代理権があるか否は職権調査事項であって、これを看過した場合は絶対的上告理由（民事訴訟法312条2項4号）及び再審事由（同法338条1項3号）となること、など）

2. 肯定説の理由を適切に挙げていること

（民事訴訟は取引行為の延長として位置づけることも可能であること、表見支配人に関する規定も、登記を信賴した者の保護まで否定するものと考えざる必然性はないこと、民事訴訟法36条は代理権があるという外観を重視した規律であり、表見法理と趣旨を共通にするものであること、肯定説からも相手方悪意の場合には民事訴訟法312条2項4号などの規定は必要となるので、同条文が否定説の決定的根拠となるものではないこと、など）

科目名：経済法

<p>出題意図</p> <p>[第1問] 事業者団体による行為を、独占禁止法8条の各号との関係で適切に把握しているかを問う問題。</p> <p>[第2問] 課徴金減免（リニエンシー）制度の内容を適切に理解しているかを問うと同時に、同制度に内在する論点を適切に把握しているか確認する。</p>
<p>解答のポイント</p> <p>[第1問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. B連合会は事業者団体と捉えられるため、独占禁止法8条が争点となる。 2. 入会拒絶は独占禁止法8条3号違反を構成しうる。参考となるのが神奈川県LPガス協会事件（東京高裁令和3年1月21日判決）。 3. 機器Bの販売価格の引き上げ決定については、独占禁止法8条1号違反が認定しうる。 4. 本件を独占禁止法3条の文脈で議論することも可能であるが、事業者団体規制を全く考慮しないことは望ましくない。 <p>[第2問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 関西電力は第1順位の減免申請により全額免除となった（独占禁止法7条の4）。 2. カルテルが関西電力の働きかけによって開始された可能性がある事案であり、それが肯定されるのであれば、失格事由に該当するかが検討される必要がある（独占禁止法7条の6第4号の問題）。 3. また、主導的役割を果たしていたとしたら割増しの対象となる可能性があり、その議論が必要（独占禁止法7条の3第2項）。

科目名：労働法

<p>出題意図</p> <p>いずれも労働法の基本的理解を問う問題である。</p> <p>[第1問]は、事業場外みなし労働時間制の要件及び効果についての理解を前提に、同制度の下での課題について論じることを求めるものである。[第2問]は、労働委員会の救済命令の内容・特徴についての理解を前提に、裁量権の限界が争われた最高裁判決の論評を求めるものである。[第3問]は休職期間満了による退職扱いの効力が争われている基本的な事例問題である。</p>
<p>解答のポイント</p> <p>[第1問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働基準法 38 条の 2 に規定される事業場外みなし労働時間制の要件（特に、算定困難性）について理解できているか。 2. 事業場外みなし労働時間制の効果について、正しく理解できているか（割増賃金規制との関係を含む）。 3. 事業場外みなし労働時間制の適用が問題となる具体的場面を想定した上で、同制度の下での解釈論又は立法論上の課題について、説得的に論じられているか。 <p>[第2問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働委員会における救済命令の典型的な例について挙げつつ、裁判所における判決との違いを説明できているか。 2. 労働委員会が救済命令の内容について広い裁量を有していることやその根拠について論じられているか。 3. バックペイ命令における中間収入控除の可否やチェック・オフ中止が支配介入に当たる場合の救済のあり方等について、最高裁判決の立場を理解した上で、私見を展開できているか。 <p>[第3問]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 休職期間満了による退職扱いの効力を判断するに際して、裁判例が採用している判断枠組みを正しく理解できているか。 2. 上記判断枠組みの下で具体的事情を適切に当てはめられているか。 3. 障害のある労働者に対する合理的配慮の提供義務（障害者雇用促進法 36 条の 3）について意識した上で、議論が展開できているか。

科目名：知的財産法

出題意図
本問は、著作権法第32条第1項の引用利用につき、基本的な理解や解答者の見解を問うものである。
解答のポイント
<ol style="list-style-type: none">1. 引用利用に関する著作権法第32条第1項の条文及び立法趣旨の摘示2. 同条項における各要件の説明3. 同条項の解釈に係る裁判例・学説の動向等に関する説明4. 上記を踏まえた上で同条項の解釈に関する解答者の検討内容の説明

科目名：開発協力論

出題意図
開発協力を原初的に内在する困難性についての理解を問う問題。仮に定義上、「開発」が誰にとっても望ましいことであったとしても、そのプロセスに参画する人々や、開発の帰結によって直接間接の影響を受ける人々や組織等が抱える背景や利害や選好等が多様である以上、「協力」には相当のコストがかかるという現実がある。こうした事実を客観的に捉える分析視角およびその根拠となる理論枠組をもっているかどうかを確認する意図をもった出題である。
解答のポイント
<ol style="list-style-type: none">1. 開発や協力といった概念について自分なりに定義をしてから書き始めることができていること2. 協力を困難する原理が明解に説明できていること 説明にあたっては、ゲーム理論や集合行為論等、なんらかの理論枠組を適切に援用できていること 原理を例証しうる具体的な事例が紹介されていること3. 解答を通じて論理が首尾一貫していること

科目名：国際行政論

出題意図

1. 冷戦後の国際世界におけるルール（制度）形成の変化を記述させることを通じて、国際行政論における重要概念であるグローバル・ガバナンスの理解を問うこと。
2. 論理操作力、すなわち具体的な事象を抽象的な概念を使って説明・分析し、逆に具体的な事象をもって抽象的な論理を証明する能力を測ること。
3. 文章表現力、すなわち自分が主張したいことを論理的で簡潔な文章にして他者に伝える能力を測ること。

解答のポイント

(1)

1. 国際貿易や人権保護、軍備管理等の多様な問題領域において多国間条約の締結が進み、国際関係の法化（legalization）と呼ばれる現象が進展したこと。
2. 多様な問題領域を専門的に扱う国際機関や国際 NGO、国際企業等の非国家主体がルール形成に果たす役割が増大したこと。
3. 紛争解決手続きとして司法的・準司法的手続きが多用されるようになったほか、指標を作成して当事者の当該課題に関する取り組みをランキング化・公開し、ルールの遵守を奨励する手法が広まったこと。
4. 国家間条約等のハードローのみならず、ソフトロー（法的拘束力を欠くものの、当事者が法令に準じるものとして遵守するルール）によるルール形成が増加したこと。
5. プライベート・レジーム（private regime）あるいはプライベート・スタンダード（private standard）とよばれるルールが増加したこと。
6. 上述の変化が、ルールを巡る秩序の分断化（fragmentation）を招いていること、ルールの正当性に疑義が呈される事例も増えていること。

(2)

(1) で解答者が挙げた変化が、具体的な例によって適切に説明されていること。